

# 令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

市町村コード				
2	3	2	0	17

頁数	書類の名称	詳細
—	● 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者指定通知書	
1～3頁	● 特別徴収の事務取扱いについて	
4頁	● 納入場所について ● 指定通知書（ゆうちょ銀行、郵便局）	指定通知書は、東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）以外のゆうちょ銀行（郵便局）から払い込みをするときに、ゆうちょ銀行に提出してください。
5頁	● 記入例 納入書、納入申告書 ● 納入書の取扱いについて、納入年月日のお知らせ	
6頁	● 記入例 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
7頁	● 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	納税義務者に退職、休職、転勤等の異動があったときに提出してください。
8頁	● 記入例 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 ● 記入例 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書 ● 記入例 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 ● 記入例 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	
9頁	● 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書	新規採用等により特別徴収を開始するときに提出してください。
10頁	● 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	特別徴収義務者（給与支払者）の所在地や、名称等が変更になったときに提出してください。
11頁	● 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	納期の特例を希望するときに提出してください。給与の支払いが常時10人未満である事業所は、12月と6月の年2回で納入することができます。
12頁	● 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	納期の特例をやめるときに提出してください。

豊橋市役所 財務部 市民税課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 ☎ (0532) 51-2200～2207  
FAX (0532) 55-3203

◎豊橋市のホームページにて、各届出書の様式をダウンロードすることができます。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/>（サイト内検索

◎e L T A X（エルタックス 地方税ポータルシステム）にて、異動届、切替依頼書、変更届出書を提出したり、納税をすることができます。

利用方法は、e L T A Xのホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>

特別徴収義務者 様

**令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者指定通知書**

地方税法第41条、第319条、第321条の4及び第328条の5第1項並びに豊橋市市税条例第30条及び第36条の4の規定により、貴事業所を給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定します。

令和6年5月15日

豊橋市長 浅井 由崇



# 特別徴収の事務取扱いについて

## 1. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

特別徴収とは、各納税者の1年間に納めなければならない給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税額を毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに納入していただく制度です。そのために、「給与の支払いをする際、所得税の源泉徴収をする義務のある」事業所を、地方税法及び豊橋市市税条例に基づき、「特別徴収義務者」として指定します。「特別徴収義務者」に指定されますと、毎月定められた税額を給与から差し引いて納期限までに納入しなければなりません。

## 2. 特別徴収税額の決定通知書を受け取られたら

納税義務者用の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」は、納税義務者へ令和6年5月31日までに必ず交付してください。（交付の際は、個人情報保護のご配慮くださるようお願いいたします。）

退職、転勤等の理由により本人へ交付できない場合は、このしおりに綴じ込みの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を記入し、一緒に至急ご返送ください。

## 3. 特別徴収税額に変更があった場合には

修正申告等により特別徴収税額が変更となった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の月割額により徴収してください。（納入書は再発行されませんので、すでにお送りしている納入書の金額を修正して使用してください。）（5頁参照）

なお、納税義務者用の通知書は本人へ必ず交付してください。

（個人情報保護のご配慮くださるようお願いいたします。）

## 4. 年の途中で納税義務者が引越したとき

年度の途中で他の市区町村へ転出しても、その年度分の市民税・県民税・森林環境税は豊橋市で課税されるので、引き続き徴収して納入してください。

## 5. 「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」について

この届出書は、2種類の様式が1種類に統一されているので、以下のとおり使い分けてください。（6頁の記入例参照）なお、届出書の様式につきましては、7頁を複写又は豊橋市のホームページよりダウンロードしてください。

### ① 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」 記入例1～3

特別徴収対象となっている人（豊橋市からの「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載されている人）のなかで、給与の支払いを受けなくなった人がいる場合に、受けなくなった翌月10日までに提出してください。特別徴収対象となっている人は、非課税でも提出が必要です。

〔注〕退職・転勤等の異動届出書の提出が遅れたり、提出されない場合は、特別徴収義務者と本市との台帳に相違ができるため、滞納として督促等の措置がとられます。また、退職した納税者が一度に多額の市民税・県民税・森林環境税を納めることになるので、遅れずに提出してください。

### ② 「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」 記入例4

あなたの事業所から豊橋市に令和7年度の給与支払報告書を特別徴収対象者として提出した人のうち、令和6年度は豊橋市への特別徴収対象にしていない人が、令和7年4月1日までに退職等により給与の支払いを受けなくなった場合に、令和7年4月15日までに提出してください。

## 異動届出書の記入について

- 「特別徴収義務者指定番号」「宛名番号」は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載された番号を記入してください。
- 「受給者番号」は、給与支払者が管理している任意の番号です。
- 転勤などによる特別徴収継続について **記入例1**  
「特別徴収義務者指定番号」は、これまで豊橋市から指定されたことがない場合は「新規」を丸で囲んでください。その場合は「納入書の要否」も記入してください。
- 退職などによる一括徴収について **記入例2**  
①令和6年6月1日から12月31日までの退職者については、本人の申し出により、未徴収税額を残りの給与または退職手当等から一括徴収して納めることができます。  
②令和7年1月1日から4月30日までの退職者については、本人の申し出の有無にかかわらず、令和7年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。  
ただし、①②どちらの場合も、給与または退職手当等の額が未徴収税額以下の場合や死亡による退職の場合には、普通徴収となります。  
「徴収予定月日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記入してください。
- 個人事業主の方が、異動届を提出するときは、個人事業主の方のマイナンバーカード（写真付きでない場合は、マイナンバーが確認できるものと、免許証などの写真付きの本人確認書類）の写しが必要です。

## 6. 月割額を滞納された場合は

月割額が納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納めていただくこととなります。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅうねん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

また、督促状を発布した日から10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなりますので、納期限までに必ず納入してください。

## 7. 退職所得について

市民税・県民税・森林環境税は、前年中の所得に対し次年度に課税されます。しかし、退職所得については、退職手当等の支払者が退職者に退職手当等を支払う際に他の所得と分離して税額を計算し、支払額からその税金を差し引いて住所地（退職した日の属する年の1月1日現在における住所地）の市区町村に納入することになっています。

納入は、同封の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書」の退職所得分欄及び裏面の「市民税・県民税納入申告書」に所定事項をご記入のうえ、給与分（納付額）とあわせて申告した税額を、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

### ①税額の計算方法

#### (1) 勤続年数が5年以下の法人役員等に支払われる退職手当等

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$

Ⓐ

#### (2) 勤続年数が5年以下の法人役員等以外に支払われる退職手当等

ア、(退職金 - 退職所得控除額) が 300 万円以下の場合

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 \times \text{税率}$

Ⓐ

イ、(退職金 - 退職所得控除額) が 300 万円を超える場合

$[\text{150万円} + (\text{退職金} - \text{300万円} - \text{退職所得控除額})] \times \text{税率}$

#### (3) 上記以外の従業員、法人役員等に支払われる退職手当等

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 \times \text{税率}$

Ⓐ

(ア)Ⓐの退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

(イ)税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

(ウ)税額に百円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員が対象となります。

○退職所得控除額は以下のとおりです。

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

### ②「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、退職の日以後1か月以内にすべての退職者に交付しなければなりません。

また、退職者が、法人（人格のない社団又は財団を含みます。）の取締役・監査役・理事・監事・清算人・その他の役員（相談役若しくは顧問も含みます。）であった場合には、退職者の住所地（退職した日の属する年の1月1日現在）の市区町村へ、退職の日以後1か月以内に提出しなければなりません。

### ③退職所得に対する市民税・県民税が課税されない人

退職手当等の支払いを受ける人が、次に掲げる場合は、退職所得に対する市民税・県民税は課税されません。

- (1)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない人

例えば、ある年の4月に国外の支店等から帰国した人が、その年中に退職手当等の支払いを受けても、分離課税に係る退職所得に対する市民税・県民税の納税義務はありません。

- (3)退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

※なお、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。



## ○納入場所について

下記の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行・郵便局で納めてください。市外の本店、支店でも納入できます。

※金融機関名称等については、統廃合、合併等により変更される場合があります。

- ・三菱UFJ銀行
- ・静岡銀行
- ・十六銀行
- ・愛知銀行
- ・中京銀行
- ・浜松磐田信用金庫
- ・岡崎信用金庫
- ・蒲郡信用金庫
- ・信用組合愛知商銀
- ・東海労働金庫
- ・みずほ銀行  
(令和7年3月31日まで)
- ・清水銀行
- ・大垣共立銀行
- ・名古屋銀行
- ・三十三銀行
- ・豊橋信用金庫
- ・豊川信用金庫
- ・イオ信用組合
- ・豊橋商工信用組合
- ・豊橋農業協同組合

・ゆうちょ銀行または郵便局

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。

東海4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入するときは、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。なお、すでに利用されている場合は、本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

令和 年 月 日

店長（郵便局長）様

豊橋市長 浅井由崇



## 指 定 通 知 書

貴店（貴局）を当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

### 記

1. 認 可 番 号 貯業－第162号（昭和58年2月7日）
2. 口 座 番 号 00860－3－960423
3. 加入者の名称 豊橋市取扱者 豊橋市会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

〒469-8794



**記入例**

**納入書**

愛知県豊橋市 領収証書 ㊦

市区町村コード 2 3 2 0 1 7	口座番号 00860-3-960423	加入者名 豊橋市 豊橋市会計管理者 取扱者
令和 6 年度 令和 6 年 6 月分	指定番号 4 0 0 9 6 4 4 4	納入金額(1) 28,500 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	1 7 3 0 0 ← ㉠
	退職 所得分	8 4 0 0 0 ← ㉢
	金延滞金	
納期限 令和 6 年 7 月 1 0 日	(2) 合計額	1 0 1 3 0 0 ← ㉡
(特別徴収義務者) 住 所 〒 440-0801 又は 豊橋市今橋町 1 番地 所在地		領収日付印
氏 名 豊橋 株式会社 又は 名 称		様

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

**○納入書の取扱いについて**

納入書はOCR（光学文字読取方式）処理用です。納入書は月別になっていて、予備の用紙（納入書）が3枚入っています。必要に応じて「領収証書」・「納入書」・「納入済通知書」の3種類について、以下のとおり記入、修正して使用してください。

■ 納入金額(1) 円 と異なる金額を納入する場合（退職、転勤、個人の税額変更等）

1. 納入金額(1)に印刷されている税額を二重横線で抹消
2. 給与分㉠と合計額㉡に、変更後の税額を記入

■ 予備の用紙（納入書）を使用する場合⇒給与分㉠と合計額㉡に税額を記入

■ 退職所得に係る所得割が生じた場合

1. 退職所得分㉢と合計額㉡に税額を記入
2. さらに用紙裏面の「納入申告書」にも、記入例を参考に必要事項を記入

※個人事業主の場合は、金融機関で使用する納入申告書の「法人番号又は個人番号」欄は空欄とし、別途、予備の納入申告書に個人番号を右詰で記入し、市民税課まで提出してください。

**《注意事項》**

- 金額に¥記号は記入しないでください。
- すでに納期限が過ぎたものを納入した場合は、後日延滞金が通知されることがあります。
- 退職所得に係る所得割を別途納める場合は、予備の用紙（納入書）を使用してください。

**記入例**

**納入申告書**

市民税 県民税		納入申告書	
豊橋市長 様		(受付印)	
6 年 7 月 1 0 日提出			
6 年 6 月分		人員	1 人
退職手当等支払金額		1 3 1 8 0 0 0 0	
特別徴 収 税 額	市民税	5 0 4 0 0	
	県民税	3 3 6 0 0	
特別徴 収 義 務 者	住所又は 所在地	〒 440-0801 豊橋市今橋町 1 番地	
	氏名又は 名 称	豊橋 株式会社	
特別徴 収 義 務 者	法人番号 又は 個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	
	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		

**○納入年月日のお知らせ**

毎月分を翌月 10 日（10 日が金融機関等の休業日の時は、翌営業日）までに納入してください。

徴収月	納期限	徴収月	納期限
令和 6 年 6 月分	令和 6 年 7 月 1 0 日 (水)	1 2 月分	令和 7 年 1 月 1 0 日 (金)
7 月分	8 月 1 3 日 (火)	令和 7 年 1 月分	2 月 1 0 日 (月)
8 月分	9 月 1 0 日 (火)	2 月分	3 月 1 0 日 (月)
9 月分	1 0 月 1 0 日 (木)	3 月分	4 月 1 0 日 (木)
1 0 月分	1 1 月 1 1 日 (月)	4 月分	5 月 1 2 日 (月)
1 1 月分	1 2 月 1 0 日 (火)	5 月分	6 月 1 0 日 (火)

納期特例を受けている事業者は、年 2 回納入してください。

徴収月	納期限
6 月分から 1 1 月分	令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火)
1 2 月分から 翌年 5 月分	令和 7 年 6 月 1 0 日 (火)



# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

豊橋市長 令和 年 月 日提出										年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
給与支払者	〔 特別徴収 〕	所在地	〒	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	宛番号	担連 当絡 者先	所属	氏名	電話	内線 ( )				
		氏名又は名称	個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏名										
		フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日	個人番号	受給者番号	1月1日 現在の住所	異動後の 住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
		円	円	円	年 月 日	1. 退 職 職 長 職 務 欠 亡 期 散 他 2. 転 休 職 務 欠 亡 期 散 他 3. 死 亡 支 払 少 額 不 定 期 散 他 4. 死 亡 支 払 少 額 不 定 期 散 他 5. 支 払 少 額 不 定 期 散 他 6. 合 併 解 散 7. そ の 他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								

  

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	〒	所在地	フリガナ	氏名又は名称	担当 者 連 絡 先	所 属	氏 名	電 話	内線 ( )	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要										

  

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	--	--------	-----	---------------------	---	---

  

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	---	---------

※この届出書は複写又は豊橋市のホームページよりダウンロードして使用してください。



# 記入例

## 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 普通徴収2期分以降を9月分から納める場合

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

豊橋市長 令和6年7月15日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号 (個人事業主の方は個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	
給与所得者	フリガナ	ヨシダイチロウ		1月1日現在の住所	豊橋市松葉町三丁目1	
	氏名	吉田 一郎		現住所	同上	
	生年月日	昭・平 2 年 1 月 1 日		普通徴収通知書番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
	年税額(ア)	普通徴収納付済額(イ)	差引未納付額(ア)-(イ)	特別徴収開始月	受給者番号	
	84,500 円	21,500 円 (第1期まで納付済)	63,000 円	(6)年10月10日納入分 ※必ず開始月をご記入ください。	9月 1212 3434	
特別徴収税額の 事前連絡について	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡を希望します(8月9日までに) <input type="checkbox"/> 確認済です( 月分 円、翌月以降 円) <input type="checkbox"/> 税額通知書発送時(この切替依頼書を提出した月の翌月中旬)で間に合います					

## 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

正社員5人、繁忙期のみ臨時雇用者10人の会社が令和7年度当初からの適用を申請する場合

- 新年度当初からの適用を希望する場合、2月～3月頃に申請をしてください。
- 一度申請すれば翌年度以降も納期特例が適用されます。

## 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和7年2月14日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	
地方税法第321条の5の2並びに豊橋市市税条例第30条の2の2及び第30条の2の3の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。						
納期の特例を受けようとする税額	令和7年6月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額					
申請の前6か月間の給与 の支払状況	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額
	令和6年8月分	(10)人 15人	(1,500,000)円 3,500,000円	令和6年11月分	( )人 5人	( )円 2,000,000円
	令和6年9月分	(10)人 15人	(1,500,000)円 3,500,000円	令和6年12月分	( )人 5人	( )円 2,000,000円
	令和6年10月分	( )人 5人	( )円 2,000,000円	令和7年1月分	( )人 5人	( )円 2,000,000円
カッコ内には支払を受けた総人員及び支払った総金額のうち臨時雇用者に係るものについて記入してください。						
地方団体の徴収金の納付状況	滞納 有・無		納付状況 納期に納めている・遅れている			
現に市税の滞納があり又は最						

## 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

社名が変わったとき

豊橋市長 令和6年11月11日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	

事項	変更前	変更後
フリガナ	-	ビル名等
所在地 (住所)	-	ビル名等
フリガナ 名 (氏名)	アイチケンカフシキカイシャ 愛知県株式会社	トヨハシカフシキカイシャ 豊橋株式会社
電話番号	( ) -	( ) -

変更年月日	令和6年11月1日		◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。	
変更理由 該当する項目に △を記入してください	(1) 名称変更理由	(2) 所在地変更理由	フリガナ	〒
	<input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 組織再編(会社分割等) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他の理由 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
			フリガナ 名 (氏名)	

## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

2月に要件に該当しなくなった場合

- 要件に該当しなくなったら、すみやかに提出してください。

豊橋市長 令和7年2月21日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 0		電話	(0532) 51-2201	

地方税法施行令第48条の9の11及び、豊橋市市税条例第30条の2の4の規定により下記のとおり届出します。

記

- ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため
- その他 [ ]

### 注意事項

- この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2及び豊橋市市税条例第30条の2の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
- この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌10日までに納付していただくこととなります。



# 令和 年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ											連絡先の係 及び氏名並びにその 電話番号	係	課 係		
		名称 (氏名)												氏名			
		法人番号 (個人事業主の方は個人番号)											電話	( ) -			
給与所得者	フリガナ											1月1日現在の住所					
	氏名											現住所					
	生年月日	昭・平	年	月	日	普通徴収通知書番号											
	年税額(ア)		普通徴収納付済額(イ)				差引未納付額(ア)-(イ)				特別徴収開始月			受給者番号			
	円		円				円				月			<small>※特別徴収税額通知書(納税義務者用)の受取方法で「電子データをeLTAXで受け取る」を選択している場合、必須項目</small>			
			(第 期まで納付済)								( 年 月 日納入分) ※必ず開始月をご記入ください。						
特別徴収税額の 事前連絡について		<input type="checkbox"/> 連絡を希望します ( 月 日までに) <input type="checkbox"/> 確認済です ( 月分 円、翌月以降 円) <input type="checkbox"/> 税額通知書発送時(この切替依頼書を提出した月の翌月中旬)で間に合います															

※市役所処理欄 (記入しないでください)	普徴納付済	口座	開始月	翌月以降	連絡日
	期分まで	期別・全期・無 <input type="checkbox"/> 口座振替の停止	月分 円	月分以降 円	月 日

- ご注意
- 納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。
  - 口座振替を利用している方の切り替えの場合、金融機関への手続きのため普通徴収の納期限14日前必着でご提出ください。
  - 普通徴収通知書番号や年税額、納付済額が不明な場合は空欄でご提出ください。
  - この切替依頼書は複写又は豊橋市のホームページよりダウンロードして使用してください。



## 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書



※	1 現年度	2 新年度	3 両年度								
市役所 処理欄											
特別徴収義務者 指 定 番 号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>									
連絡先の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号		係	課 係								
		氏名	係								
		電話	(      ) -								

豊 橋 市 長	給 与 支 払 者	所 在 地 (住 所)	〒      -											
令和    年    月    日提出	(特別徴収義務者)	フリガナ												
		名 称 (氏 名)												
		法 人 番 号												

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 (住 所)	〒      -      ビル名等	〒      -      ビル名等
フリガナ		
名 称 (氏 名)		
電 話 番 号	(      ) -	(      ) -

変更年月日	令和      年      月      日
変 更 理 由	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 名称変更理由</p> <p><input type="checkbox"/> 社名変更</p> <p><input type="checkbox"/> 合併による変更</p> <p><input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更</p> <p><input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された</p> <p><input type="checkbox"/> 新法人の設立</p> <p><input type="checkbox"/> 組織再編 (会社分割等)</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(2) 所在地変更理由</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所等の移転</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>(3) その他の理由</p> <p><input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所等の廃止</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※を記入してください。</p>

◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒      -	
	フリガナ		
	名 称 (氏 名)		
	電 話	(      )	-

ご注意 ○所在地・ビル名等・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをふってください。  
○法人市民税に係る異動届出書は、別途必要になります。



# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -					特別徴収義務者 指定番号							
		フリガナ 名称 (氏名)						連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	課 係					
		法人番号							氏名						
電話 ( ) -															
地方税法第321条の5の2並びに豊橋市市税条例第30条の2の2及び第30条の2の3の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。															
納期の特例を受けようとする税額		令和 年 月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額													
申請の日前6か月間の給与 の支払状況  カッコ内には支払を受けた総人員 及び支払った総金額のうち臨時雇 用者に係るものについて記入して ください。	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額									
	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円									
	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円									
	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円	令和 年 月分	( ) 人	( ) 円									
地方団体の徴収金の納付状況	滞納 有・無 納付状況 ・納期に納めている ・遅れている														
現に市税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由 があり、やむを得ない場合は その理由の詳細															

※納期の特例を受けている事業所で翌年度も納期の特例を希望される方は、改めて申請書の提出の必要はありません。



## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長  令和 年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)の支払者	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号							
		フリガナ											連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	課 係					
		名称 (氏名)												氏名						
		法人番号													電話	( )	-			
地方税法施行令第48条の9の11及び、豊橋市市税条例第30条の2の4の規定により下記のとおり届出します。  記  1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 [ ]																				
注意事項  1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2及び豊橋市市税条例第30条の2の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納付していただくこととなります。																				